

仕 様 書

1. 売払業務名

東工場貯留施設下期資源（小型金属）売り払い

2. 売却品名等

堺市内の家庭から回収された、最大辺が概ね30センチ以下（取っ手部分を除く）で全体の80%以上が金属でできている物（フライパン・鍋・やかん・スプレー缶など）を破袋・手選別、スプレー缶は、破碎または穴あけ処理したもので市が指定する物（以下「小型金属」という。）

予定数量：145 トン

※この数量は予定量であり、計量した実数量を保証するものではありません。

3. 引取報告

買受人は、1 か月毎の引取りが完了したときは、本市に対して引取り量を明記した次にあげる報告書を提出しなければならない。

- （1）引取完了報告書（別紙第1号）
- （2）引取量報告書（別紙第2号）

4. 売払代金の納付

契約単価に1 か月分の引取合計重量（本市のトラックスケールで計量し、買受人に提出する計量票で、小数点以下第2位《kg換算で10kg単位》の値まで）を乗じて算出した金額（円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を本市が発行する納入通知書兼領収書により納付期限までに一括納付すること。計量値は原則、本市のトラックスケールの計量値を採用するが、買受人のトラックスケールが計量法に基づく検査に合格し、計量証明書を発行できる場合は、本市と協議をして決定できるものとする。

5. 引取場所

住 所：堺市東区石原町1丁102番地

名 称：堺市クリーンセンター東工場貯留施設

（なお、クリーンセンター東工場内での引取場所を変更する場合は両者間で協議し決定する）

6. 引取期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

7. 引取の時間等

月曜日から土曜日の8:30から16:00までとする。

ただし、本市が必要とする場合はこの限りではない。

8. 業務内容

- (1) 買受人の責任において運搬を行い、必要な資機材は買受人において負担するものとする。
- (2) 買受人は、関係職員との調整のうえ引取を行うこと。
- (3) 小型金属の引取に関して、クリーンセンター東工場への入場時及び退場時には必ず、本市のトラックスケールにて計量をすること。したがって使用する車両は当工場スケール（トラックスケールの最大計量は30トン、目量10kg、寸法は3.0m×8.0m）にて計量可能な車両を使用すること。
- (4) クリーンセンター東工場のごみの持ち込みの受入時間は11:30から16:30で、受入開始の11:30から12:30までの間は、積込場所付近が搬入車両で混み合うため、この時間の作業については、本市と十分協議のうえ、安全に留意すること。
- (5) 積込場所は搬入車両の動線にあるため、作業方法は本市と十分協議のうえ、安全に留意すること。
- (6) クリーンセンター東工場内、スケール計量ルートについて、搬入車両の動線と重なるため、本市と十分協議のうえ、安全に留意すること。
- (7) 引取りの際は、荷崩れ、飛散対策を十分にとり、積込場所の清掃等を行うこと。
- (8) 1. 引取り作業を滞りなく行うため、緊急時に備え、予備車両を出動可能な状態に整えておくこと。
2. 引取機材…脱着式ボディー専用車（4トン車）
引取りに使用するコンテナは、4トン車用脱着式ボディー専用コンテナとする。ただしコンテナ容量は、概ね10～17m³以上、コンテナを当該施設に設置した状態での高さが2.4mまでとする。
3. 脱着式ボディー専用コンテナを2台用意し、常時1台は当該施設に設置し、引取り時に空コンテナを市が指定する場所に置き、入れ替えること。（ただし、同形式のものとする。）
- (9) クリーンセンター東工場内及び貯留施設では、関係職員の指示・誘導に従い、安全確保に努めること。
- (10) 引取った小型金属は、買受人の責任により再資源化（再資源化のための有価売却含む）を図ること。

- (11) 小型金属は概ね80%以上金属（金属・非鉄金属類）でできているものと規定しているため、プラスチックや木製の取手部分が付着した状態での引渡しとなる。
- (12) 契約期間途中で上記予定数量を超えた場合でも期間中は引取りを行い、また、引取量が上記予定数量に満たない場合も買受人はその旨を了承すること。
- (13) 再資源化を行う過程で発生する残渣等は、買受人の責任において適正に処理すること。
- (14) 使用車両は、【自動車NOx・PM法】 対策地域の排出基準に適合していること。
- (15) 小型金属は手選別であり、有害使用済機器が含まれることがあるため、産業廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の中間処理または有害使用済機器の取り扱いの知識と技能を有すること。
- (16) 引取時等に東工場内施設等を破損した場合、本市に連絡のうえ、買受人の責任において早急に修復すること。
- (17) クリーンセンター敷地内で事故等が発生した場合、本市に報告のうえ、当事者間で協議し解決すること。なお、本業務に使用する車両等については、各種保険に加入しておくものとする。
- (18) 買受人は業務の施行につき道路交通法を遵守し、過積載等ないように十分注意する。また、著しく不適当と認める行為をしてはならない。
- (19) 買受人は「労働基準法」、及びその他関係法令を遵守し履行しなければならない。
- (20) この仕様書に定めのない事項については地方自治法、同法施行令、及び堺市契約規則によるほか、必要に応じて本市と買受人で協議して定める。

9. 計量カードについて

堺市廃棄物等搬入出に係るカード事務取扱要領に基づき適正に使用すること。

- (1) 計量カードは、搬出に必要な車両（複数台）について車両毎に1枚を貸与するものとする。
- (2) 計量カードは、ICチップを内蔵しているので高温の場所に置かないこと。また、折れ曲がり等の取り扱いに注意すること。
- (3) 引取に使用する以外は、紛失の防止（保管・管理）を徹底すること。
- (4) すべての引取完了後、速やかに計量カードを返却すること。
- (5) 計量カード紛失した場合は、速やかに本市に連絡し、買受人の負担で計量カードの実費相当額を負担しなければならない。

10. 提出書類

- (1) 買受人は、落札後、速やかに運搬車両調書及び運搬車両車検証写し（ただし、車検証が電子の場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項の写し）を提出すること。
- (2) 買受人は、契約締結後、速やかに実施計画書を作成し市に提出すること。なお、実施計画書の内容は以下のとおりとする。

①責任者届

②従業員名簿

③連絡体制網

④実施フロー図

⑤その他本市が必要と認める書類

(3) 買受人のスケールを採用する場合は、計量証明事業登録証の写しを提出すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 買受人は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人（堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第7条第1号に規定する者のことをいう。）並びに買受人及び下請負人の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は買受人に対し、当該下請負人等との契約等の解除を求めることができる。

2. 下請契約等の締結について

買受人は、下請負人等との契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市誓約書に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 買受人は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは買受人が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 買受人は、下請負人等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 買受人及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 買受人は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、買受人が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、買受人又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、買受人が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

引取完了報告書

令和 年 月 日

堺市長 殿

所 在 地

買受人 商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり令和 年 月分の引取りを完了しましたので、報告します。

記

1. 件 名 : 東工場貯留施設下期資源（小型金属）売り払い
2. 数 量 : k g
3. 完 了 日 : 令和 年 月 日

担当者連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

【注意】 本案件に係る本市からの各連絡を受ける連絡先を記入するこ

別紙第2号

引取量報告書

令和 年 月 日

堺市長 殿

所 在 地

買受人 商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり令和 年 月分の引取実績を報告します。

引取品名	東工場貯留施設下期資源（小型金属）売り払い
------	-----------------------

引取月日	引取量 (kg)
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
月 日	kg
合計	kg

担当者連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

【注意】 本案件に係る本市からの各連絡を受ける連絡先を記入すること。